

議案第26号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同条第8号ア中「300万円」を「320万円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

政令で定める介護保険事業計画策定にあたり、令和3年度から令和5年度までに見込まれる介護給付費の財源である介護保険料額を定めるとともに、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、基準所得金額が見直されるため、この条例案を提出するものである。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 94,300円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 108,900円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(9)—(16)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 94,300円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 108,900円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(9)—(16)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>